

第 99 回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月25日(木曜日) 午前10時

(受付開始：午前9時)

開催場所

岐阜県大垣市加賀野四丁目1番地7

ソフトピアジャパン

センタービル3階ソピアホール

議 案

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役4名選任の件

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。

<https://p.sokai.jp/9076/>



目 次

第99回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	17
連結計算書類	30
計算書類	33
監査報告	36

新型コロナウイルスの感染が広がっております。
本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に
応じて、係員のマスクの着用やアルコール消毒液の設
置など、感染予防措置を講じてまいります。
なお、本総会における対応内容を更新する場合がございますので、当社ウェブサイトの発信情報をご確認賜
りますようお願い申し上げます。

株主総会当日にお配りしておりましたお土産は、取り
やめさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

証券コード9076

2020年6月10日

岐阜県大垣市田口町1番地

セイノーホールディングス株式会社

代表取締役社長 **田口 義隆**

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を次頁のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（3頁から4頁）をご参照いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2020年6月25日（木曜日）午前10時
2 場 所	岐阜県大垣市加賀野四丁目1番地7 ソフトピアジャパン センタービル3階ソピアホール
3 目的事項	報告事項 1. 第99期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第99期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役4名選任の件

以 上

- 1.当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 2.事業報告「会社の体制および方針」、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.seino.co.jp/seino/shd/ir/document/>）に掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載しておりません。
なお、会計監査人、監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、この連結注記表および個別注記表も含まれております。
- 3.株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.seino.co.jp/seino/shd/koukoku/index.htm>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

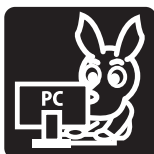
書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2020年6月24日（水曜日）午後5時到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、下記の議決権行使ウェブサイトアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」および「**パスワード**」をご利用の上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

◇議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>



行使期限 2020年6月24日（水曜日）午後5時まで

- ① インターネットによる議決権行使は、上記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。
- ② 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- ③ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- ④ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ⑤ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- ⑥ パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は画面の案内に従ってお手続きください。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を**会場受付**にご提出ください。

日時 2020年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

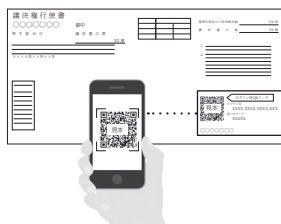
場所 岐阜県大垣市加賀野四丁目1番地7
ソフトピアジャパン センタービル3階ソピアホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック

- 3 新しいパスワードを登録する

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

株主総会参考書類

第 1 号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様の利益を重要な経営方針の一つとして位置付けており、中・長期的視野に立って株主資本の充実と利益率の向上を図りながら、中間配当を実施し、原則として 1 株当たり年間11円を下限とし、連結配当性向30%を目処とした利益配分を基本方針としています。

当事業年度の期末配当につきましては、この方針に基づき、普通株式 1 株につき28円とさせていただきたいと存じます。これにより、当事業年度の年間配当金は、先に実施いたしました中間配当金11円を含め、1 株につき39円となります。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式 1 株につき 金28円 配当総額 5,623,800,392円
(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日	2020年 6 月26日

第2号議案

取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位等	取締役会への出席状況
1	田 口 義 隆	代表取締役社長 再任	100% (13回／13回)
2	田 口 隆 男	代表取締役事業推進部担当（自動車販売・関連事業） 再任	100% (13回／13回)
3	丸 田 秀 実	取締役国際戦略室担当 再任	100% (13回／13回)
4	古 橋 治 美	取締役総務部担当兼人事部担当兼コーポレート推進部担当 再任	85% (11回／13回)
5	野 津 信 行	取締役財務IR部担当兼経理部担当 再任	100% (13回／13回)
6	山 田 メ ユ ミ	社外取締役 独立役員 再任 社外 独立	100% (13回／13回)
7	高 井 伸 太 郎	社外取締役 独立役員 再任 社外 独立	100% (13回／13回)
8	一 丸 陽 一 郎	社外取締役 独立役員 再任 社外 独立	100% (10回／10回)
9	小 寺 康 久	新任	-

(注) 1. 取締役候補者一丸陽一郎氏は、2019年6月27日開催の第98回定時株主総会において選任され就任いたしましたので、取締役会の出席回数が他の候補者と異なります。

2. 各候補者の詳細につきましては、次頁以降をご参照ください。

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
1	たぐちよし たか 田口義隆	1961年4月20日	676,052株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1985年 3 月	当社入社	1996年 6 月	当社専務取締役労務部担当
1985年 5 月	セイノーマリカインク出向	1998年10月	当社代表取締役副社長営業本部担当兼経理部担当
1988年 1 月	同社社長	1999年 6 月	当社代表取締役副社長経営担当兼経理部担当
1989年 5 月	当社社長付部長	2001年 6 月	当社代表取締役副社長経営担当
1989年 7 月	当社取締役秘書室担当兼総務部長兼グループ企画室 長兼西濃総合研究所長	2003年 6 月	当社代表取締役社長（現任）
1991年 7 月	当社常務取締役東部地区担当兼東北地区担当	2018年 6 月	株式会社丸井グループ社外取締役（現任）
重要な兼職の状況			
関東運輸株式会社の代表取締役会長、西濃運輸株式会社、北海道西濃運輸株式会社、関東西濃運輸株式会社、セイノースーパーエクスプレス株式会社、東海西濃運輸株式会社、濃飛西濃運輸株式会社、四国西濃運輸株式会社、九州西濃運輸株式会社、セイノート関株式会社、トヨタカローラ岐阜株式会社、ネットトヨタ岐阜株式会社、岐阜日野自動車株式会社、株式会社セイノーマ商事、株式会社セイノーマ情報サービス、セイノーマエンジニアリング株式会社の代表取締役、株式会社丸井グループの社外取締役、公益財団法人田口福寿会の会長			
取締役候補者とした理由			
田口義隆氏は、長年にわたり当社の経営を指揮し、会社使命実現のため経営理念を実践することで基盤強化を図ってまいりました。幅広い知見と豊富な経験による強力なリーダーシップに基づく経営手腕は、当社グループ全体の企業価値の更なる向上と持続的成長のために必要不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
2	たぐち たか お 田口隆男	1962年2月2日	438,073株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1984年 4 月	日清製粉株式会社入社	2006年 6 月	当社取締役営業担当
1992年 7 月	岐阜日野自動車株式会社入社	2007年 6 月	当社取締役自動車販売・関連事業企画部担当
1995年 6 月	同社取締役営業副本部長	2011年 4 月	当社取締役事業推進部担当（自動車販売・関連事業）
1998年 4 月	同社専務取締役	2015年 6 月	当社代表取締役事業推進部担当（自動車販売・関連事業）
1999年 6 月	当社取締役営業本部担当付	2015年 8 月	当社代表取締役事業推進部担当（自動車販売・関連事業） 兼経理部担当兼財務IR部担当
2000年 4 月	当社常務取締役営業本部担当		
2003年 6 月	当社専務取締役営業統括担当	2016年 6 月	当社代表取締役事業推進部担当（自動車販売・関連事業） （現任）
2005年10月	当社取締役輸送事業企画部担当		
2005年10月	西濃運輸株式会社専務取締役経営担当		
重要な兼職の状況			
滋賀日野自動車株式会社の代表取締役会長、トヨタカローラ岐阜株式会社、ネットトヨタ岐阜株式会社、岐阜日野自動車株式会社の代表取締役社長			
取締役候補者とした理由			
田口隆男氏は、当社の経営を指揮し、企業価値向上と事業基盤強化を推進してまいりました。自動車販売・関連事業の担当として競争力を高め、収益性の向上に貢献してきた人物であり、当社グループのより強固な経営体制の構築と成長・発展に寄与することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
3	まる た ひで み 丸 田 秀 実	1963年 3 月 4 日	35,000株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1985年 4 月	国税庁入庁	2005年10月	西濃運輸株式会社取締役経理部担当兼財務部担当
1992年 7 月	紋別税務署長		兼債権管理部担当
1995年 7 月	札幌国税局総務課長	2005年10月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼債権管理部担当
1996年 5 月	外務省在香港総領事館領事	2012年 4 月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼不動産開発部担当
1997年10月	当社入社経営企画室長	2013年 6 月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当
2001年 6 月	当社取締役経理部担当兼厚生年金基金担当	2014年 4 月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼国際戦略室担当
2002年 3 月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当	2014年 6 月	当社取締役国際戦略室担当（現任）
2004年12月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼債権管理部担当 兼グループ管理部担当兼会計監査室担当		
重要な兼職の状況			
セイノースーパーエクスプレス株式会社、セイノー通関株式会社、株式会社セイノー商事の監査役			
取締役候補者とした理由			
丸田秀実氏は、国税庁他官公庁で培った豊富な知識・経験を有し、企画力ならびに実行力を以て海外事業を推進する等の実績を有するとともに、会社経営に関する見識を兼ね備えており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
4	ふるはしみ 古橋治美	1957年4月13日	26,000株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1981年 3 月	当社入社	2011年 4 月	同社執行役員名東エリア統括マネージャー
2003年 7 月	当社エコビジネス部長	2012年 4 月	同社取締役人事部担当
2005年10月	西濃運輸株式会社業務部長	2012年 4 月	当社人事部長
2007年 4 月	同社営業部長中部地区駐在	2013年 6 月	当社取締役総務部担当兼人事部担当兼コーポレート
2009年 4 月	同社執行役員静岡三河エリア統括マネージャー		推進部担当（現任）
取締役候補者とした理由			
古橋治美氏は、主に輸送事業における営業・業務等さまざまな部門での豊富な経験を有し、当社のガバナンス強化や人材確保の実績を有するとともに、会社経営に関する見識を兼ね備えており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
5	野 津 信 行 の づ の ぶ ゆ き	1961年5月24日	10,000株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1985年 4 月	株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行	2015年 4 月	同社執行役員財務部長
2014年 1 月	当社入社経営企画室長	2016年 4 月	同社取締役経理部担当兼財務部担当
2014年 7 月	当社経理部・財務IR部統括部長	2016年 6 月	当社取締役財務IR部担当兼経理部担当（現任）
2014年 7 月	西濃運輸株式会社財務部長	2018年 4 月	西濃運輸株式会社取締役財務部担当（現任）
取締役候補者とした理由			
野津信行氏は、金融機関で培った豊富な知識・経験と高度なバランス感覚ならびに、公平・誠実な人柄と高い品格を兼ね備えており、経理・会計面よりグループの経営管理の強化の実績を有するとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
6	山 田 メ ユ ミ や ま だ め ゆ み	1972年8月30日	3,000株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1995年 4 月	香栄興業株式会社入社	2015年 9 月	株式会社メディア・グローブ取締役（現任）
1997年 5 月	株式会社キスミーコスメックス（現株式会社伊勢半）入社	2016年 3 月	株式会社ＩＳパートナーズ代表取締役社長
1999年 7 月	有限会社アイ・スタイル設立代表取締役	2016年 9 月	株式会社Eat Smart取締役
2000年 4 月	株式会社アイスタイル設立代表取締役	2017年 6 月	株式会社かんぼ生命保険社外取締役（現任）
2009年12月	同社取締役（現任）	2017年 6 月	当社社外取締役（現任）
2012年 5 月	株式会社サイバースター代表取締役社長	2019年10月	学校法人都築学園理事（現任）
		2019年12月	株式会社ＩＳパートナーズ取締役（現任）
重要な兼職の状況 株式会社アイスタイルの取締役、株式会社かんぼ生命保険の社外取締役			
社外取締役候補者とした理由			
山田メユミ氏は、当社コーポレートガバナンス基本方針「女性の活躍推進を含む社内多様性の確保」に合致し、女性の視点を生かしてさらに多様な価値観を生み出し、当社の持続的な成長に繋がる一助となっただけだと判断したためです。			

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
7	高井伸太郎	1973年1月24日	0株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1999年 4 月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 長島・大野法律事務所（現長島・大野・常松法律事務所）入所	2014年 9 月	株式会社アーク社外取締役（2020年6月退任予定）
2007年 1 月	長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士	2016年 6 月	高井&パートナーズ法律事務所代表弁護士（現任）
2010年 2 月	三起商行株式会社社外監査役（現任）	2016年 6 月	株式会社ワークスアプリケーションズ社外取締役
		2018年 6 月	当社社外取締役（現任）
重要な兼職の状況 高井&パートナーズ法律事務所代表弁護士、株式会社アークの社外取締役（2020年6月退任予定）			
社外取締役候補者とした理由			
高井伸太郎氏は、当社コーポレートガバナンスコードに定める「豊富な経験および専門性の高い知識等をもとに、独立かつ客観的な立場から適切な意見、助言および指摘等を行う」ことに資する方であり、自身の国際領域における法務面での造詣の深さは、当社が注力する国際化においてその推進はもとより、ガバナンスの体制強化に繋がる一助となつていただけると判断したためです。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験を有しておりませんが、法律の専門家としての長年の経験を通じて企業法務に精通し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためです。			

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
8	一丸陽一郎	1948年10月10日	0株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1971年 7 月	トヨタ自動車販売株式会社入社	2009年 6 月	同社代表取締役副社長
1996年 2 月	トヨタ自動車株式会社人材開発部部長	2009年 6 月	あいおい損害保険株式会社監査役
1999年 1 月	同社カローラ店部部長	2010年10月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社監査役
2000年 1 月	同社カローラ店営業部部長	2011年 6 月	トヨタ自動車株式会社常勤監査役
2001年 6 月	同社取締役カローラ店営業本部本部長	2015年 6 月	同社相談役
2003年 6 月	同社常務役員	2015年 6 月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社代表取締役会長
2005年 6 月	同社専務取締役国内営業本部本部長兼カスタマーサポート本部本部長	2017年 3 月	中外製薬株式会社社外取締役（現任）
		2017年 6 月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社特別顧問 （2020年6月退任予定）
重要な兼職の状況 中外製薬株式会社の社外取締役			
社外取締役候補者とした理由			
一丸陽一郎氏は、企業経営者ならびに監査役としての豊富な経験・知識等から当社の掲げる使命「価値創造」実現に向けた助言や「リスクマネジメント」・「コーポレートガバナンス」面での監督に秀でておられるとの見地より、当社社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためです。			

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
9	※小寺康久	1959年8月7日	0株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1982年 3 月	当社入社	2013年 4 月	同社取締役営業管理部担当
1997年 4 月	当社加西支店支店長	2015年 6 月	同社常務取締役営業本部担当
2002年 4 月	当社松原支店支店長	2016年 4 月	同社専務取締役営業本部担当
2004年 7 月	当社山陽ブロック長兼岡山支店支店長	2017年 4 月	セイノースーパーエクスプレス株式会社代表取締役社長
2009年 4 月	西濃運輸株式会社堺支店支店長	2020年 4 月	西濃運輸株式会社代表取締役社長（現任）
2010年 4 月	同社執行役員営業管理部部長		
重要な兼職の状況 西濃運輸株式会社の代表取締役社長			
取締役候補者とした理由			
小寺康久氏は、2020年4月中核会社西濃運輸株式会社の代表取締役社長に就任いたしました。長年にわたり輸送事業の現場長の経験を有し、営業、商品開発についての諸施策を推進する等の実績を有するとともに、当社事業・業務運営に関する知識・経験と会社経営に関する見識を有しており、取締役候補者としております。			

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者選任にあたっては、当社コーポレートガバナンス基本方針「優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに高い倫理観を有している者であること」および「社外取締役については、東京証券取引所が定める独立性の要件を有している者であること」に基づき、人事委員会において公正かつ厳正な審査を実施しております。
3. 取締役候補者と当社との間の特別な利害関係は以下のとおりであります。
- (1) 取締役候補者田口義隆氏は、関東運輸株式会社の代表取締役会長、四国西濃運輸株式会社およびセイノー通関株式会社の代表取締役を兼務し、当社は3社との間で業務委託等の競業関係があります。
 - (2) 取締役候補者田口義隆氏は、公益財団法人田口福寿会の会長を兼務し、同法人は当社株式の12.92%を保有する筆頭株主であります。
 - (3) 取締役候補者丸田秀実氏は、セイノー通関株式会社の監査役を兼務し、当社と当社との間で業務委託等の競業関係があります。
 - (4) その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 取締役候補者のうち、山田メユミ、高井伸太郎および丸陽一郎の3氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 当社と山田メユミ、高井伸太郎および丸陽一郎の3氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、20百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。3氏の再任が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、山田メユミ、高井伸太郎および丸陽一郎の3氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。なお、3氏の再任が承認可決された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 山田メユミ、高井伸太郎および丸陽一郎の3氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって山田メユミ氏が3年、高井伸太郎氏が2年、丸陽一郎氏が1年となります。

7. 山田メユミ氏が2017年6月から現在まで社外取締役役に就任している株式会社かんぽ生命保険において、その在任中に、顧客の意向に沿わず不利益を生じさせた可能性のある契約乗換等に係る事案が判明しました。その詳細については、同社と日本郵政株式会社および日本郵便株式会社が設置した、3社と利害関係を有しない外部専門家のみで構成される特別調査委員会が報告済ですが、同氏は平素より法令順守および顧客コンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該事案の判明後においては顧客保護や再発防止のための提言を行うなど、その職責を適切に遂行しておりました。
8. 山田メユミ氏につきましては、その名前が高名であるため、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は、原芽由美（はらめゆみ）であります。以後も同様に表記しております。

第3号議案

監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の地位等	取 締 役 会 への出席状況	監 査 役 会 への出席状況
1	寺 田 新 吾	常勤監査役 再任	100% (13回／13回)	100% (8回／8回)
2	伊 藤 信 彦	常勤監査役 再任	100% (13回／13回)	100% (8回／8回)
3	笠 松 栄 治	社外監査役 再任 社外 独立	100% (13回／13回)	100% (8回／8回)
4	増 田 宏 之	新任 社外 独立	-	-

- (注) 1. 増田宏之候補者は、2020年7月10日付就任を予定しております。
2. 各候補者の詳細につきましては、次頁以降をご参照ください。

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
1	寺 田 新 吾	1958年3月16日	2,000株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1980年 3 月 当社入社 2002年 7 月 当社経理部長 2008年 6 月 西濃運輸株式会社取締役経理部担当兼債権管理部担当 重要な兼職の状況 北海道西濃運輸株式会社、関東西濃運輸株式会社、四国西濃運輸株式会社、滋賀日野自動車株式会社、セイノーエンジニアリング株式会社の監査役			
監査役候補者とした理由			
寺田新吾氏は、当社入社以来長年にわたり経理部門に携わり、中核会社西濃運輸株式会社の経理部部長を6年間、経理部担当取締役として4年間勤めた後、2012年に当社常勤監査役に就任しております。当社の多様な事業内容や業務プロセスならびに財務・会計に関する豊富な知見を有しており、また取締役の業務執行の適法性、会計監査の相当性を客観的な視点から公正に判定することに加え、有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、引き続き監査役候補者としております。			

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
2	伊 藤 信 彦	1962年4月5日	0株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1985年 3 月 当社入社 2004年12月 当社グループ管理部長 2005年10月 西濃運輸株式会社グループ管理部長 2009年 4 月 西武運輸株式会社（現セイノースーパーエクスプレス株式会社） 常務取締役管理本部長 重要な兼職の状況 セイノースーパーエクスプレス株式会社、九州西濃運輸株式会社、関東運輸株式会社、株式会社セイノー情報サービスの監査役			
監査役候補者とした理由			
伊藤信彦氏は、当社入社以来、経理・債権管理部に携わり、セイノースーパーエクスプレス株式会社の常勤監査役を2011年から7年間務めた後、2018年に当社常勤監査役に就任しております。当社における多様な知見と豊富な経験を有していることから、取締役の業務執行の適法性、会計監査の相当性を客観的な視点から公正に判定するとともに、有益な助言により、当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、引き続き監査役候補者としております。			

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
3	笠 松 栄 治 か さ ま つ え い し	1954年1月6日	0株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1978年10月	新光監査法人名古屋事務所入所	2004年 9 月	税理士法人笠松&パートナーズ代表（現任）
1984年 4 月	笠松栄治公認会計士事務所代表（現任）	2005年10月	西濃運輸株式会社社外監査役
1991年 7 月	高浜市代表監査委員	2015年 6 月	株式会社ヤマナカ社外監査役（現任）
2004年 6 月	当社社外監査役（現任）	2016年 4 月	西濃運輸株式会社監査役（現任）
重要な兼職の状況 笠松栄治公認会計士事務所代表、税理士法人笠松&パートナーズ代表、株式会社ヤマナカ社外監査役（本社名古屋市）、西濃運輸株式会社、西濃エクスプレス株式会社の監査役			
監査役候補者とした理由			
笠松栄治氏は、公認会計士の資格を有し、様々な企業の会計業務に携わることで培われた豊富な経験を基礎として、適正な会計処理にあたるようアドバイスを期待するものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験を有しておりませんが、会計・税務の専門家としての長年の経験を通じて、企業会計・税務に精通しており、またこれまでの当社社外監査役としての実績を踏まえ、今後とも社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためです。			

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
4	※増 田 宏 之 ま す だ ひ ろ ゆ き	1958年3月20日	0株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1981年 4 月	名古屋国税局入局	2016年 7 月	名古屋国税局調査部調査総括課長
2013年 7 月	名古屋東税務署長	2017年 7 月	半田税務署長
2014年 7 月	名古屋国税局課税第一部主任国税訟務官	2018年 9 月	増田宏之税理士事務所代表（現任）
2015年 7 月	名古屋国税局調査部国際調査課長		
重要な兼職の状況 西濃運輸株式会社、東海西濃運輸株式会社、濃飛西濃運輸株式会社、トヨタカローラ岐阜株式会社、ネッツトヨタ岐阜株式会社、岐阜日野自動車株式会社の監査役（以上全て2020年7月就任予定）			
監査役候補者とした理由			
増田宏之氏は、税理士の資格を有し、国税局幹部として長年培われた豊富な税務識見を基礎とし、適切なアドバイスを期待するものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験を有しておりませんが、税務の専門家としての長年の経験を通じて企業税務に精通しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためです。			

- (注) 1. ※は、新任の監査役候補者であります。
2. 監査役候補者選任にあたっては、当社コーポレートガバナンス基本方針「財務・会計・業務等に関する適切な知見を有している者であること」および「社外役員については、東京証券取引所が定める独立性の要件を有している者であること」に基づき、人事委員会にて監査役として求められる能力、経験、知見等を検討し、監査役会の同意を得ております。
3. 監査役候補者と当社との間の特別な利害関係は以下のとおりであります。
- (1) 監査役候補者寺田新吾氏は、四国西濃運輸株式会社の監査役を兼務し、当社と同社との間で業務委託等の競業関係があります。
- (2) 監査役候補者伊藤信彦氏は、関東運輸株式会社の監査役を兼務し、当社と同社との間で業務委託等の競業関係があります。
- (3) その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 監査役候補者のうち、笠松栄治および増田宏之の両氏は、社外監査役候補者であります。
- (1) 当社と笠松栄治氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、20百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。同氏の再任が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、増田宏之氏の選任が承認可決された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、笠松栄治氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認可決された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、増田宏之氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認可決された場合には、独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。
6. 笠松栄治氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって16年となります。

以上

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の経過およびその成果

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用や所得環境の改善により、緩やかな回復基調で推移したものの、相次ぐ台風などの自然災害や消費増税、米中貿易摩擦等の影響が懸念されているところに、新型コロナウイルスの感染拡大が加わり、一段の景気後退感が強まる状況で推移いたしました。

当社グループの主要な事業にあたる輸送業界では、適正運賃収受に向けた取り組みは継続しているものの国内貨物輸送量は減少傾向が続き、一方で労働需給の逼迫による外注費の上昇や採用難などの経営課題を抱えた経営環境が継続いたしました。

このような状況のもと、当社グループは、最終年度となる中期経営計画「バリューアップ チャレンジ2020～成長へのテイクオフ～」の諸施策を着実に実行し、お客様へ時間価値の提供拡大などを通じて、企業価値向上に向け一丸となって邁進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は6,271億26百万円（前連結会計年度比1.4%増）となりましたが、主力の輸送事業で適正運賃収受の効果は継続したものの、特に下期の取扱貨物量減少が影響し営業利益は294億39百万円（前連結会計年度比5.7%減）、経常利益は312億47百万円（前連結会計年度比7.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は不動産譲渡に伴う固定資産売却益を特別利益として計上したこともあり、256億77百万円（前連結会計年度比21.0%増）となりました。

【輸送事業】

当事業におきましては、中期経営計画のもと、「お客様へ価値の提供」を戦略ビジョンに掲げ、お客様の課題解決に向けて、Webサービスによる時間価値や出荷業務支援の提供、ロジスティクス機能による全体最適化の提案をしてまいりました。

輸送事業の中核会社にあたる西濃運輸株式会社では、「継続的な」「価値提供」のために適正運賃収受を行うとともに、路線便のダイヤグラム化による安定した輸送ネットワークの提供や、受発注から請求支払までの取引業務をデジタル化する電子データ交換の提案によりお客様の業務効率化や利便性向上に繋げることで、新規荷主の獲得とその継続性をはじめとする取扱貨物の確保に注力してまいりました。

一方、長距離路線便の一部を鉄道やフェリーによる輸送に切り替えるモーダルシフトの拡大や、ダブル連結トラック、AI搭載の大型ハイブリッドトラックの導入など車両の大型化・省力化に取り組み、運び方改革を推進することで労働力不足に対応するとともに、環境負荷軽減にも繋げESGにも取り組んでまいりました。

さらに、労働人口減少下における人材確保のため、免許取得補助制度や従業員に対する株式給付信託（J-ESOP）の導入など福利厚生充実を図るとともに、ゴールデンウィークやお盆、年末年始における年次有給休暇を組み込んだ長期休暇を導入するなど、働き方改革による労働時間の短縮や業務負担の軽減を行ってまいりました。

拠点展開では、西濃運輸株式会社において成田支店（千葉県成田市）の新設、大阪西支店（大阪市港区）の増築、STC行徳（社員寮61戸：千葉县市川市）の新設、セイノースーパーエクスプレス株式会社において社貨物センター（兵庫県加東市）の拡張移転を行っております。

この結果、売上高は4,664億73百万円（前連結会計年度比0.9%増）となり、営業利益は233億39百万円（前連結会計年度比4.6%減）となりました。

【自動車販売事業】

当事業中、乗用車販売におきましては、地域ナンバー“ワン”に向けた店舗のリニューアルやサービス体制の充実により一層のCS向上を目指してまいりました。また、サポートカーを中心としたキャンペーン等の展開や、残価型割賦販売の活用による早期代替提案、新型車の投入効果を活かした営業展開により、新車販売台数は前年同期実績を上回る結果となりました。一方、中古車販売においては、下取り車の減少の影響もあり、販売台数は前年同期実績を下回りました。サービス部門は車検や整備入庫に加え、メンテナンスパックやボディーコート等の繰返し入庫につながる商品の販売促進を図ることで、収益の確保に努めてまいりました。

トラック販売におきましては、増客活動と保有台数の増加を図るために拡販に努めましたが、小型トラックの需要が一巡したこともあって、国内の新車販売台数は前年同期実績を下回りました。

拠点展開では、ネットトヨタ岐阜株式会社において真正店（岐阜県本巣市）の全面改修、岐阜日野自動車株式会社において安八営業所整備工場（岐阜県安八町）および大垣支店（岐阜県大垣市）の全面改修を行っております。

この結果、売上高は1,046億64百万円（前連結会計年度比2.4%増）となり、営業利益は43億53百万円（前連結会計年度比10.3%減）となりました。

【物品販売事業】

当事業におきましては、燃料や紙・紙製品に代表される物品の販売を行っております。燃料販売における販売単価の下落の影響もあり、売上高は328億67百万円（前連結会計年度比1.9%減）となり、営業利益は8億70百万円（前連結会計年度比5.0%増）となりました。

【不動産賃貸事業】

当事業におきましては、主に都市開発の影響や狭隘化などの理由で代替化措置を図ったトラックターミナル跡地や店舗跡地などを賃貸マンション等として運用をしております。

その結果、売上高は17億32百万円（前連結会計年度比4.9%増）、営業利益は13億82百万円（前連結会計年度比3.6%増）となりました。

【その他】

当事業におきましては、情報関連事業、住宅販売業、建築工事請負業、タクシー業および労働者派遣業などを行っております。売上高は213億89百万円（前連結会計年度比15.2%増）となり、営業利益は6億88百万円（前連結会計年度比23.7%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は340億7百万円であります。

当連結会計年度に取得した主要な設備は次のとおりであります。

- (イ) 土地 東京都中央区日本橋浜町 (501.79㎡)
- (ロ) 建物 成田市 (成田支店 38,946.39㎡)
- (ハ) 車両 1,891台

(3) 資金調達の状況

当社の連結子会社である関東運輸株式会社は運転資金の安定的な調達を可能とするため、取引金融機関と財務制限条項が付された金銭消費貸借契約および貸出コミットメント契約を締結しております。

2. 財産および損益の状況の推移

区 分	2016年度 第96期	2017年度 第97期	2018年度 第98期	2019年度 第99期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	567,539	596,130	618,436	627,126
経常利益 (百万円)	28,909	29,120	33,629	31,247
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	18,206	20,046	21,216	25,677
1株当たり当期純利益 (円)	92.09	101.88	104.85	127.56
総資産 (百万円)	594,263	628,728	657,983	657,243
純資産 (百万円)	381,299	405,739	426,207	429,914

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第98期連結会計年度より適用しており、第97期連結会計年度の金額は組替え後の金額で表示しております。

3. 対処すべき課題

わが国経済の今後の見通しは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により経済活動が停滞し、その収束時期の予想が立たない中、より厳しい状況が続くと予測されております。

このように先の見通せない状況下において、当社グループは、2020年度を初年度とする新3ヵ年中期経営計画の基となる方針『Connecting our values』～すべてはお客様の繁栄のために～を策定し、当社を第2次総合物流商社から価値創造型総合物流商社へ進化させ、またオープン・パブリック・プラットフォームの加速や価値創造型SDGsの展開により、お客様の課題解決を支えてまいります。

当社グループの主要な事業にあたる輸送業界におきましては、適正運賃収受の取り組みに対する一定の効果が続いているものの、国内貨物輸送量の減少、長距離ドライバーをはじめとする人手不足や外注費の上昇も見込まれております。このような情勢の中、当社はトラックターミナルと物流センターを融合させたロジ・トランス機能の拡大に加えて、ファクトリー機能の提供によるお客様サポートに努めるとともに、EDI連携や出荷支援Webサービスに代表されるITサービスなど、お客様のバリューチェーン全体を向上させるサービスを提供することで、収入と利益の確保に繋げてまいります。

また、モーダルシフトなどの運び方改革や荷役分離を促進するとともに、QRコードによる無人自動仕分機の導入や、老朽化、狭隘化した施設の建て替え、改修など、従業員の採用定着に資する施策を積極的に実施してまいります。

自動車販売事業の乗用車販売では、トヨタ販売店オール併売化に向けた事業基盤の強化が喫緊の課題と認識し、顧客情報管理システム（i-CROP）による最適な顧客対応や店舗のリニューアル等を実施してまいります。トラック販売でも、小型トラック拡販に向けたSFA（営業支援ツール）の整備や先進整備機器の活用とレーン拡充による車検掌握率向上等により、収益力の向上を目指してまいります。その他、整備士確保のための先進整備機器導入によるES向上を図ってまいります。

物品販売事業、不動産賃貸事業およびその他では、事業領域の拡大や既存事業強化を実施してまいります。

当社グループといたしましては、これらの経営課題や事業等のリスクに着実に対処するとともに、新中期経営計画の達成、即ち、お客様の繁栄に貢献し新たな価値を提供する企業集団に向けて、更なる成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

4. 重要な子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
西濃運輸株式会社	100 ^{百万円}	100.00%	貨物自動車運送業
北海道西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
関東西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
セイノースーパーエクスプレス株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
東海西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
濃飛西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
四国西濃運輸株式会社	100	91.02	貨物自動車運送業
九州西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
関東運輸株式会社	90	50.00	貨物自動車運送業
西濃エクスプレス株式会社	10	100.00	貨物自動車運送業
セイノー通関株式会社	223	66.01	通関業
トヨタカローラ岐阜株式会社	100	100.00	自動車販売代理店業
ネットヨタ岐阜株式会社	100	100.00	自動車販売代理店業
岐阜日野自動車株式会社	100	100.00	自動車販売代理店業
滋賀日野自動車株式会社	80	67.00	自動車販売代理店業
株式会社セイノー商事	10	100.00	物品販売業
株式会社セイノー情報サービス	100	100.00	付加価値データ通信サービス業
セイノーエンジニアリング株式会社	20	100.00	建築工事請負業

(2) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額
西濃運輸株式会社	岐阜県大垣市田口町1番地	132,914百万円

(注) 当事業年度末日における当社の資産総額は、343,057百万円であります。

5. 主要な事業内容(2020年3月31日現在)

セグメント	事業の内容
輸送事業	全国縦断の路線網を有し、商業小口貨物輸送およびロジスティクス事業を事業戦略の核として、宅配・引越・貸切などの貨物自動車運送事業と航空・鉄道・海上などの各種交通機関を利用する貨物利用運送事業および倉庫業などを営むグループ
自動車販売事業	乗用車販売およびトラック販売などを営むグループ
物品販売事業	燃料販売、紙・紙製品販売および産地直送品販売などを営むグループ
不動産賃貸事業	土地・建物など不動産の賃貸
その他	ソフトウェアの開発、住宅販売、建築工事請負、タクシーおよび労働者派遣などを営むグループ

6. 主要な営業所(2020年3月31日現在)

(1) 当 社

岐阜県大垣市田口町1番地に本社を置き、次項の連結子会社を統括いたしております。

(2) 子会社

国内では、岐阜県に29社、東京都に13社、大阪府に5社、群馬県、神奈川県および愛知県に4社、その他17県に本社を置き、海外では、タイに2社、マレーシア、インドネシア、フィリピンに各々本社を置いております。その営業拠点は札幌・仙台・東京・横浜・名古屋・岐阜・大阪・福岡など国内外830カ所に有しております。

7. 使用人の状況(2020年3月31日現在)

(1) 企業集団の使用人の状況

使用人数		前連結会計年度比増減
男 性	27,191 ^名	540 ^名 (増)
女 性	2,115	227 (増)
合 計	29,306	767 (増)

(2) 当社の使用人の状況

使用人数		前連結会計年度比増減
男 性	66 ^名	4 ^名 (増)
女 性	5	- -
合 計	71	4 (増)

8. 主要な借入先の状況(2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,389 ^{百万円}
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,835
株 式 会 社 十 六 銀 行	1,038
株 式 会 社 群 馬 銀 行	928
株 式 会 社 り そ な 銀 行	910
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	804

(注) 連結子会社については、各社の事業年度末日現在の実績を集計しております。外貨での借入れは、集計時の換算レートにより邦貨換算しております。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項(2020年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 794,524,668株
2. 発行済株式の総数 207,679,783株
3. 株主数 6,312名
4. 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
公 益 財 団 法 人 田 口 福 寿 会	25,949 ^{千株}	12.92 [%]
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	21,223	10.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	14,039	6.99
株 式 会 社 十 六 銀 行	6,538	3.25
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	5,347	2.66
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	4,939	2.46
J P M O R G A N C H A S E B A N K 385632	4,495	2.24
日 野 自 動 車 株 式 会 社	4,369	2.18
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	4,065	2.02
ア ド ニ ス 株 式 会 社	3,299	1.64

(注) 1. 上記のほか、当社保有の自己株式6,829千株(3.29%)があります。自己株式6,829千株には、株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」および「株式給付信託(J-ESOP)」により、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式4,939千株を含めておりません。

2. 持株比率は自己株式6,829千株を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

(従業員等に信託を通じて自社株式を交付する取引)

(1) 信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)

当社は、「セイノーホールディングス従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入する全ての従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)を2017年3月3日に導入いたしました。本プランでは、当社が信託銀行に「セイノーホールディングス従業員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、導入後3年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得した後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、かかる保証行為に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。なお、従持信託の信託期間は2020年3月26日に終了いたしました。

(2) 株式給付信託 (J-ESOP)

当社は、2019年12月6日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と当社グループの従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価向上への当社グループの従業員の意欲や士気を高めるため、当社グループの従業員に対して自社の株式を給付する「株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しております。本制度は、予め対象会社が定める株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした対象会社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。対象会社は、従業員に対し勤続年数や個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、当社が予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとしております。

(取締役に対する株式給付信託)

当社は、2018年6月27日開催の第97回定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く)に対して新たな株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」(以下、BBT制度といいます。)を導入することを決議いたしました。BBT制度は取締役(社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。)の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、対象取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。BBT制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、BBT制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、対象取締役に対して当社が定める役員株式給付規程に従い役位等に応じて、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象取締役の退職時となります。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の状況(2020年3月31日現在)

地位	氏名	担当
代表取締役社長	田 口 義 隆	事業推進部担当(自動車販売・関連事業) 事業推進部担当(輸送事業)兼情報システム部担当兼不動産開発部担当 国際戦略室担当 総務部担当兼人事部担当兼コーポレート推進部担当 財務IR部担当兼経理部担当
代表取締役	田 口 隆 男	
取締役	神 谷 正 博	
取締役	丸 田 秀 実	
取締役	古 橋 治 美	
取締役	野 津 信 行	
取締役	山 田 メ ユ ミ	
取締役	高 井 伸 太 郎	
取締役	一 丸 陽 一 郎	
常勤監査役	寺 田 新 吾	
常勤監査役	伊 藤 信 彦	
監査役	加 藤 文 夫	
監査役	笠 松 栄 治	

(注) 1. 2019年6月27日開催の第98回定時株主総会において、新たに一丸陽一郎氏は取締役に選任され就任いたしました。

2. 山田メユミ、高井伸太郎および一丸陽一郎の3氏は、社外取締役であります。

3. 加藤文夫および笠松栄治の両氏は、社外監査役であります。

4. 当該事業年度における役員の重要な兼職の状況は、以下のとおりであります。

- ・取締役田口義隆氏は、関東運輸株式会社の代表取締役会長、西濃運輸株式会社、北海道西濃運輸株式会社、関東西濃運輸株式会社、セイノースーパーエクスプレス株式会社、東海西濃運輸株式会社、濃飛西濃運輸株式会社、四国西濃運輸株式会社、九州西濃運輸株式会社、セイノー通関株式会社、トヨタカローラ岐阜株式会社、ネットヨタ岐阜株式会社、岐阜日野自動車株式会社、株式会社セイノー商事、株式会社セイノー情報サービス、セイノーエンジニアリング株式会社の代表取締役、株式会社丸井グループの社外取締役を兼務し、また公益財団法人田口福寿会の会長を兼務しております。なお、当社は四国西濃運輸株式会社、関東運輸株式会社およびセイノー通関株式会社との間で業務委託等の競業関係があります。また、公益財団法人田口福寿会は当社株式の12.92%を保有する筆頭株主であります。
- ・取締役田口隆男氏は、滋賀日野自動車株式会社の代表取締役会長、トヨタカローラ岐阜株式会社、ネットヨタ岐阜株式会社、岐阜日野自動車株式会社の代表取締役社長を兼務しております。
- ・取締役神谷正博氏は、西濃運輸株式会社の代表取締役社長を兼務しております。
- ・取締役丸田秀実氏は、セイノースーパーエクスプレス株式会社、セイノー通関株式会社、株式会社セイノー商事の監査役を兼務しております。なお、当社はセイノー通関株式会社との間で業務委託等の競業関係があります。
- ・監査役寺田新吾氏は、北海道西濃運輸株式会社、関東西濃運輸株式会社、四国西濃運輸株式会社、滋賀日野自動車株式会社、セイノーエンジニアリング株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社は四国西濃運輸株式会社との間で、業務委託等の競業関係があります。

- ・ 監査役伊藤信彦氏は、セイノースーパーエクスプレス株式会社、九州西濃運輸株式会社、関東運輸株式会社、株式会社セイノール情報サービスの監査役を兼務しております。なお、当社は関東運輸株式会社との間で、業務委託等の競業関係があります。
 - ・ 社外役員の重要な兼職の状況については、次頁 4.社外役員に関する事項 に記載しております。
5. 監査役寺田新吾、伊藤信彦、加藤文夫および笠松栄治の4氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・ 監査役寺田新吾氏は、当社入社以来経理部に在籍し、経理業務を担当してまいりました。
 - ・ 監査役伊藤信彦氏は、当社入社後、経理部に在籍し、経理業務を担当したほか、グループ会社の常勤監査役を務めてまいりました。
 - ・ 監査役加藤文夫氏は、税理士の資格を有しております。
 - ・ 監査役笠松栄治氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
6. 当社は、取締役山田メユミ、高井伸太郎および丸陽一郎の3氏ならびに監査役加藤文夫および笠松栄治の両氏を、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

2. 責任限定契約の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役山田メユミ、高井伸太郎および丸陽一郎ならびに監査役加藤文夫および笠松栄治の5氏ともに、20百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

3. 取締役および監査役の報酬等の総額

(1) 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	10名 (4)	209百万円 (27)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	34 (1)
合計	14	243

- (注) 1. 上記には、2019年6月27日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、1989年7月28日開催の第68回定時株主総会において月額25百万円以内と決議いただいております。また別枠で、2017年6月28日開催の第96回定時株主総会において譲渡制限付株式付与のために支給する報酬額として年間600百万円以内(うち社外取締役100百万円以内)と決議いただいております。さらに2018年6月27日開催の第97回定時株主総会において社外取締役を除く取締役に対する株式報酬制度[株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))]を導入し、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して上記の報酬枠とは別枠で、当社が定める役員株式給付規程に従い、役位等に応じて当社株式および当社株式の時価で換算した金額相当の金銭を信託を通じて給付することを決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、2004年6月25日開催の第83回定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の支給額には、当事業年度における譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額101百万円（取締役分）および役員株式給付引当金の繰入額55百万円（取締役分）が含まれております。

(2) 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外監査役が役員を兼務する子会社から、役員として受けた報酬等の総額は13百万円であります。

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ① 取締役高井伸太郎氏は、高井&パートナーズ法律事務所の代表弁護士を兼務しております。なお、当社と同事務所との間に特別な利害関係はありません。
- ② 監査役加藤文夫氏は、加藤文夫税理士事務所を営んでおります。なお、当社と同事務所との間に特別な利害関係はありません。
- ③ 監査役笠松栄治氏は、笠松栄治公認会計士事務所の代表、税理士法人笠松&パートナーズの代表社員を兼務しております。なお、当社とこれらの事務所との間に特別な利害関係はありません。

(2) 他の法人等の社外役員としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ① 取締役山田メグミ氏は、株式会社アイスタイルの取締役および株式会社かんぼ生命保険の社外取締役を兼務しております。なお、当社と両社との間に特別な利害関係はありません。また、学校法人都築学園の理事を兼務しております。なお、当社と同法人の間に特別な利害関係はありません。
- ② 取締役高井伸太郎氏は、株式会社アークの社外取締役（2020年6月退任予定）を兼務しております。なお、当社と同社との間に特別な利害関係はありません。
- ③ 取締役一丸陽一郎氏は、中外製薬株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間に特別な利害関係はありません。
- ④ 監査役加藤文夫氏は、西濃運輸株式会社、東海西濃運輸株式会社、濃飛西濃運輸株式会社、トヨタカローラ岐阜株式会社、ネットヨタ岐阜株式会社、岐阜日野自動車株式会社の監査役を兼務しております。なお、6社は当社の子会社であります。また、株式会社ヒマラヤおよびイビデン株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社と両社との間に特別な利害関係はありません。
- ⑤ 監査役笠松栄治氏は、西濃運輸株式会社および西濃エクスプレス株式会社の監査役を兼務しております。なお、両社は当社の子会社であります。また、名古屋市に本社を置く株式会社ヤマナカの社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社との間に特別な利害関係はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

① 取締役会および監査役会への出席状況

			取締役会（13回開催）		監査役会（8回開催）	
			出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	山田メユミ		13回	100%	—	—
取締役	高井伸太郎		13	100	—	—
取締役	一丸陽一郎		10	100	—	—
監査役	加藤文夫		13	100	8回	100%
監査役	笠松栄治		13	100	8	100

(注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

2. 取締役一丸陽一郎氏は、2019年6月27日開催の第98回定時株主総会において選任され就任いたしましたので、取締役会の出席回数が他の社外役員と異なります。

② 取締役会および監査役会における発言状況

- ・ 取締役山田メユミ氏は、起業家としての行動力や決断力、その先見性を背景に将来的な事業領域の拡大にも言及されるなど、当社の成長戦略に資する発言をされております。一方で、企業統治や事業リスク、収益性などにも配慮され、攻めと守りのバランスを見極めながら意見を述べられております。
- ・ 取締役高井伸太郎氏は、M&A案件、業務提携、一般企業法務から海外子会社のサポートに至るまで、弁護士としてのその幅広い専門知識をもつて的確なアドバイスをされております。また、中長期的な企業価値向上にとどまらず、リスクの未然防止や低減・回避等についても積極的に提言をされております。
- ・ 取締役一丸陽一郎氏は、長年に亘る企業経営者としての豊富な経験、知見から業務向上の手法や指標に加え、事業リスク等も含めた外部環境の変化への対応まで、積極的な発言をされております。また、株主の視点からの発言など客観的な立場から経営に対する指摘をされております。
- ・ 監査役加藤文夫氏は、税理士としての専門的見地から、新設の社内制度や海外事業等に関する提言をされるなど、取締役会の意思決定の適正・妥当性を確保するための適切な助言・提言をされております。また、監査結果についての意見交換、監査に関する協議などを行われております。
- ・ 監査役笠松栄治氏は、公認会計士および税理士として、会計・税務上のアドバイスはもとより、その深い知見から経営戦略・経営管理・事業リスクに関する提言に至るまで、当社の発展に資する助言・指摘をされております。また、監査結果についての意見交換、監査に関する協議などを行われております。

Ⅳ. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	140百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	159百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の報酬等の額について、会計監査人の監査計画の内容や会計監査の職務遂行状況等を会計監査人と十分な協議を重ねたうえで、監査報酬が適切に決定されたものであることを確認し、同意をしております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人が日本の監査基準および国際監査基準の双方に照らして適格性および信頼性において問題があると判断したときは、会計監査人を再任せず、他の適切な監査法人を選定して会計監査人選任議案を株主総会に諮る方針です。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	249,831	流動負債	117,457
現金及び預金	95,846	支払手形	1,847
受取手形	6,768	営業未払金及び買掛金	46,863
営業未収金及び売掛金	113,777	短期借入金	4,130
有価証券	14,207	一年内返済予定長期借入金	967
たな卸資産	13,778	未払金	15,561
その他流動資産	5,715	未払費用	16,352
貸倒引当金	△262	未払法人税等	4,822
		未払消費税等	8,061
		その他流動負債	18,851
固定資産	407,412	固定負債	109,871
有形固定資産	315,984	長期借入金	9,179
建物及び構築物	101,971	繰延税金負債	2,439
機械装置及び車両運搬具	22,440	役員退職慰労引当金	1,508
工具器具備品	3,608	株式給付引当金	5,633
土地	174,108	役員株式給付引当金	97
建設仮勘定	5,604	退職給付に係る負債	79,783
その他有形固定資産	8,251	資産除去債務	3,568
		その他固定負債	7,661
無形固定資産	17,707	負債合計	227,328
のれん	13,093	(純資産の部)	
その他無形固定資産	4,613	株主資本	419,692
投資その他の資産	73,720	資本金	42,481
投資有価証券	51,439	資本剰余金	83,744
長期貸付金	224	利益剰余金	309,303
繰延税金資産	16,726	自己株式	△15,837
その他投資	5,804	その他の包括利益累計額	3,572
貸倒引当金	△474	その他有価証券評価差額金	9,897
資産合計	657,243	土地再評価差額金	△108
		為替換算調整勘定	△603
		退職給付に係る調整累計額	△5,613
		非支配株主持分	6,649
		純資産合計	429,914
		負債・純資産合計	657,243

連結損益計算書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		627,126
売上原価		555,298
売上総利益		71,828
販売費及び一般管理費		42,388
営業利益		29,439
営業外収益		
受取利息	20	
受取配当金	767	
補助金収入	515	
その他収益	1,084	2,388
営業外費用		
支払利息	457	
持分法による投資損失	26	
投資事業組合運用損	40	
その他費用	57	580
経常利益		31,247
特別利益		
固定資産売却益	17,905	
投資有価証券売却益	25	
その他特別利益	207	18,139
特別損失		
固定資産処分損	2,448	
減損損失	542	
株式給付引当金繰入額	5,633	
その他特別損失	1,124	9,749
税金等調整前当期純利益		39,637
法人税、住民税及び事業税	13,222	
法人税等調整額	878	14,100
当期純利益		25,536
非支配株主に帰属する当期純損失		△140
親会社株主に帰属する当期純利益		25,677

連結株主資本等変動計算書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	42,481	83,748	290,156	△4,452	411,934
当期変動額					
剰余金の配当			△6,524		△6,524
親会社株主に帰属する 当期純利益			25,677		25,677
土地再評価差額金の取崩			△5		△5
自己株式の取得				△11,991	△11,991
自己株式の処分		0		606	606
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△3			△3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	△3	19,147	△11,384	7,758
当期末残高	42,481	83,744	309,303	△15,837	419,692

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額		
当期首残高	12,708	△113	△578	△4,397	7,618	6,654	426,207
当期変動額							
剰余金の配当							△6,524
親会社株主に帰属する 当期純利益							25,677
土地再評価差額金の取崩							△5
自己株式の取得							△11,991
自己株式の処分							606
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動							△3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△2,810	5	△24	△1,216	△4,045	△5	△4,051
当期変動額合計	△2,810	5	△24	△1,216	△4,045	△5	3,707
当期末残高	9,897	△108	△603	△5,613	3,572	6,649	429,914

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

科目	金額
(資産の部)	百万円
流動資産	60,229
現金及び預金	24,389
有価証券	11,999
未収入金	4,479
短期貸付金	19,893
その他流動資産	219
貸倒引当金	△752
固定資産	282,828
有形固定資産	17
工具器具備品	17
無形固定資産	2
ソフトウェア	2
投資その他の資産	282,808
投資有価証券	29,428
関係会社株式及び出資金	249,089
長期貸付金	4,277
その他投資	36
貸倒引当金	△22
資産合計	343,057

科目	金額
(負債の部)	百万円
流動負債	91,008
短期借入金	88,253
未払金	296
未払費用	68
未払法人税等	2,145
未払消費税等	1
その他流動負債	243
固定負債	3,584
退職給付引当金	88
役員株式給付引当金	97
繰延税金負債	3,267
その他固定負債	131
負債合計	94,593
(純資産の部)	
株主資本	239,781
資本金	42,481
資本剰余金	120,980
資本準備金	116,937
その他資本剰余金	4,043
利益剰余金	91,912
利益準備金	4,262
その他利益剰余金	87,650
退職積立金	585
別途積立金	66,448
繰越利益剰余金	20,616
自己株式	△15,593
評価・換算差額等	8,682
その他有価証券評価差額金	8,682
純資産合計	248,464
負債・純資産合計	343,057

損 益 計 算 書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

科目	金額	
	百万円	百万円
営業収益		
営業収入	406	
関係会社受取配当金	10,862	11,269
営業原価		41
営業総利益		11,228
販売費及び一般管理費		1,471
営業利益		9,756
営業外収益		
受取利息	121	
受取配当金	570	
その他収益	59	751
営業外費用		
支払利息	12	
投資事業組合運用損	40	
その他費用	14	67
経常利益		10,440
特別利益		
投資有価証券売却益	18	
関係会社株式売却益	7	26
特別損失		
関係会社投資損失	489	
投資有価証券評価損	208	698
税引前当期純利益		9,768
法人税、住民税及び事業税	△62	
法人税等調整額	△24	△86
当期純利益		9,854

株主資本等変動計算書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
			自己株式 処分差益			退職積立金	別途積立金
当期首残高	42,481	116,937	4,043	120,980	4,262	585	66,448
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			0	0			
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	0	0	-	-	-
当期末残高	42,481	116,937	4,043	120,980	4,262	585	66,448

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益 剰余金					
当期首残高	17,286	88,581	△4,208	247,835	11,194	259,030
当期変動額						
剰余金の配当	△6,524	△6,524		△6,524		△6,524
当期純利益	9,854	9,854		9,854		9,854
自己株式の取得			△11,991	△11,991		△11,991
自己株式の処分			606	606		606
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					△2,512	△2,512
当期変動額合計	3,330	3,330	△11,384	△8,054	△2,512	△10,566
当期末残高	20,616	91,912	△15,593	239,781	8,682	248,464

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

セイノーホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岩 田 国 良 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 加 藤 浩 幸 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 時々輪 彰 久 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セイノーホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セイノーホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

セイノーホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岩 田 国 良 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 加 藤 浩 幸 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 時々輪 彰 久 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セイノーホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

セイノーホールディングス株式会社 監査役会
常 勤 監 査 役 寺 田 新 吾 ㊞
常 勤 監 査 役 伊 藤 信 彦 ㊞
社 外 監 査 役 加 藤 文 夫 ㊞
社 外 監 査 役 笠 松 栄 治 ㊞

以 上

X

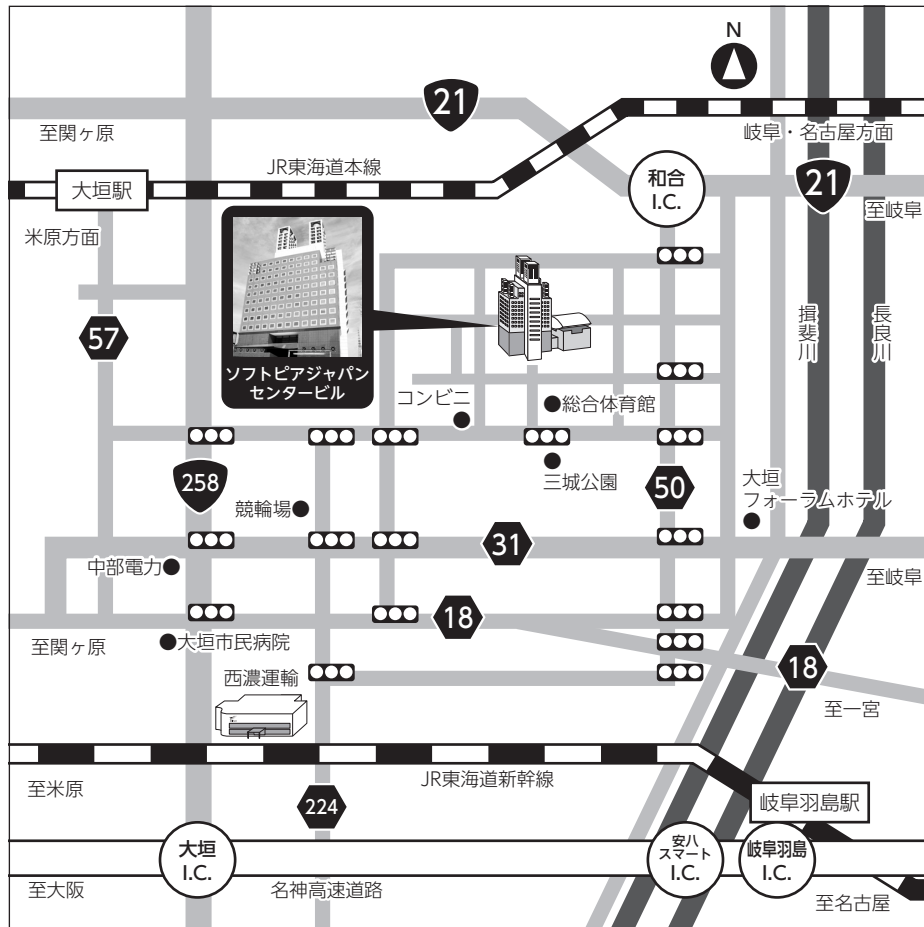
七

[illegible]



株主総会会場ご案内図

岐阜県大垣市加賀野四丁目1番地7
ソフトピアジャパン センタービル3階ソピアホール
電話番号 0584-77-1111



お車でお越しの方は、当会場(ソフトピアジャパン センタービル)の駐車場をご利用ください。

名神高速道路	大垣I.C.から	車で約20分
名神高速道路	安ハスマートI.C.から	車で約20分
名神高速道路	岐阜羽島I.C.から	車で約20分

交通機関をご利用の方は、JR大垣駅より名阪近鉄バスをご利用ください。

3番のりば ソフトピア線で約10分 「ソフトピアジャパン」バス停下車

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンでご案内します。
右図を読み取ってください。

